

衆議院

財務金融委員会議録 第八号

号

平成二十九年三月十五日(水曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 御法川信英君

理事 藤丸 敏君
理事 山田 賢司君
理事 伴野 豊君
理事 青山 周平君
理事 大岡 敏孝君
理事 大見 正君
勝俣 孝明君
斎藤 洋明君
助田 重義君
高木 宏壽君
津島 淳君
福田 達夫君
宗清 皇一君
山田 美樹君
今井 雅人君
重徳 和彦君
古川 元久君
鶯尾英一郎君
濱地 雅一君
宮本 岳志君
小泉 龍司君

政府参考人
(財務省主税局長)
(財務省理財局長)
(財務省国際局長)
(文部科学省高等教育局私
学部長)
(国土交通省大臣官房審議
官)

政府参考人
(国土交通省航空局次長)
(国土交通省政策統括官)
(環境省大臣官房審議官)
(政府参考人
財務金融委員会専門員)

政府参考人
(国土交通省航空局長)
佐藤 善信君

星野 次彦君

清水 忠史君

宮本 徹君

○初鹿委員 おはようございます。民進党の初鹿明博です。きょうは、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

森友学園の問題を中心質問をさせていただきますが、その前に一つ、最高裁の人事についてお伺いをさせていただきます。

皆様のお手元に朝日新聞の記事をお配りさせていただいておりますが、ここに「最高裁人事 慣例崩す」という見出しがついております。これまでの慣例ですと、最高裁が人選を示して、それを内閣が承認するという形で今まで最高裁の判事を決めていたということです。憲法上は内閣が任命をするということになっているので、内閣で誰を選んでも構わないわけですから、二〇〇二年に公表した「最高裁裁判官の任命について」といふペーパーで、最高裁に最適任候補の意見を聞くことを慣例とするということで続いてきたということであります。そこがこの記事に書いてあります。

○御法川委員長 これより会議を開きます。

政府参考人出頭要求に関する件、特に国有地の処分等について調査を進めます。

○御法川委員長 これより会議を開きます。
政府参考人出頭要求に関する件、特に国有地の処分等について調査を進めます。

この際、お詫びいたします。
両件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣参事官佐藤大君、内閣人事局内閣審議官加瀬徳幸君、財務省主税局長星野次彦君、理財局長佐川宣寿君、国際局長武内良樹君、文部科学省高等教育局私学部長村田善則君、国土交通省航空局長佐藤善信君、航空局次長平垣内久隆君、政策統括官富永哲夫君、環境省大臣官房審議官室石泰弘君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○御法川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。初鹿明博君、

〔そのように決しました。〕

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○御法川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。初鹿明博君。

〔そのように決しました。〕

○御法川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。初鹿明博君。

〔そのように決しました。〕

○御法川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。初鹿明博君。

〔そのように決しました。〕

○御法川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。初鹿明博君。

〔そのように決しました。〕

○佐藤(大) 政府参考人 お答えいたします。

最高裁判所判事の任命につきましては、三権分立の観点もございまして、憲法上内閣が責任を

持つて行うこととされており、最高裁の運営の実情を踏まえ、内閣として決定しているところです。

裁判所法におきましては、識見の高い、法律の素養のある四十歳以上の者を任命することとされておりまして、十五人の判事のうち少なくとも十名は、高裁長官もしくは判事の職に十年以上あつた者、またはこれら法曹の仕事もしくは法律学の教授等の職に通算して二十年以上になる者というふうに決められているところでございます。内閣が人選を行うこと当たりまつては、これらの

ります。その後任の方は、木澤克之さんという方であります。この方は、最高裁の判事に就任する前、何をしていたのかというと、加計学園の監事を務めていたという方であります。

長さんは懇意だということがこれを見てわかる
ハズ。

れないんじやないかといふうに思います。

一枚前の三枚目に戻つていただきたいんですね。が、今、国会でも取り上げられてきておりますが、加計学園の今治市への獣医学部の新設の件が問題だという指摘をされておりますが、この獣医学部の開設の動きと、最高裁の人事の動きと、安倍総理と加計学園の理事長さんの面会の記録に基づいて、横に並べてみました。非常に、同じタイミングで、登場人物が同じような方々が出てくるところですが、これを見るにつからぬでござる。

では、次の話題に移らせていただきます。
森友学園の問題に移りますが、皆さん、昨日の
NEWS 23のニュースを「らんになつた方はい
らっしゃるのではないか」と思いますが、そのNE
WS 23で、きのう、森友学園の塚本幼稚園の修了
式で籠池理事長が発言をした内容が音声で流れ
ました。

要件に合致し、かつ人格、識見等に照らしてふさわしい方を選考しており、その際最高裁の運営の実情を踏まえたものとなるよう、人事の万全を尽くすため、慣例として最高裁長官の意見を聞くこととしており、御指摘の朝日新聞に掲載されて

でござりますが、こちらも、先ほど申し上げまして、
たたかうに、最高裁判事の人選に当たつて、人事の間
を尽くす観点から、最高裁長官の意見を聞き
き、それを踏まえて内閣として人選を行つたところ
でござります。

○一六年の六月に最高裁の判事に任命をすると、いふことが閣議決定をされるわけですね、加計学園の監事だった方が。そして、七月十九日に判事に任命をされます。二十一日に、その方が監事を務

実際に何を言っているかというと、二月の八日の日に事件が勃発してから、財務省の方から身を守るために何をすべきか、どうすればいいかなど、いろいろなアドバイスを紹介しているところで、ここに記事が書いてありますので、ちょっとそこは皆さん、目を通していただきたいです。

これまでと同様の手続を経て内閣として人選を行つたところです。

○初鹿委員 これまでと同様の手續を経てといふ
今お答えをしていますが、この記事の下から三段

○初鹿委員 通例、弁護士会から弁護士権といふリストが出てくるということなんですが、そのリストに入っていたかどうかはお答えいただけますか。

めでいた加計学園の理事長さんと總理が食事をする。次の日にはゴルフをする。十一月九日には、獸医学部の新設が可能となる制度が行われる。二十四日にはまた食事をして、一月の四日から認可申請の告示がされて、そして、加計学園が申請を

財務省の人が籠池理事長に身を隠してください
言をしているんですね。
僕は悪いことはしていないんだけど、それ
だったら隠そうかと、十日間雲隠れしたという発
言をしていました。

日のところを見てもいたいんですが、六日後の日弁連の理事会で、この人事が話題になつた。「中本和洋会長は「政府からこれまでより広く候補者を募りたいとの意向が示された」「長い間の慣例が破られたことは残念だ」と語った。そういうコ

最高裁判事の人事につきましては、最高裁長官の意見を聞き、内閣として責任を持つて人選を行つてゐるところでございまして、日弁連が最高裁に対してどのような形で誰を推薦しているかと、いう点については承知しておりません。

して、その一件だけということで歯医学部の新設が決まっていくということです。非常に何かうまくぐあいにタイミングが合っているんですね。ぜひ、この問題は、恐らく皆さん方に聞いてもはつきりしたことは出てこないと私は思いますので、

と言つた、これが事実だとしたら大変なことじやないですか。何で籠池理事長に身を隠してくださいと財務省の方が言うんですか。何か後ろめたいことがあるんじゃないんでしょうか。

では、まず財務省にお伺いしますが、こういう

メントを残しているということになりますから、これはやはり慣例が破られているのではないかと推測がされるわけです。

○初鹿委員 恐らくこれ以上やつても答えは返つてこないので、次に移ります。

総理大臣に、安倍総理にきちんとした説明責任を果たしていただきたいと思います。ちょっと一つ確認ですけれども、この首相動静

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

そして「丁から一段目ですけれども、一日本の最高裁判所」の編著書がある市川正人さんという大学の先生のコメントですけれども、「慣例は、政治権力による露骨な人事介入に対する防波堤の役割を果たしてきた面がある。今後、最高裁が過度にすり寄つてしまわないかが心配だ」というコメントを残しております。

首朴動齋といふ総理大臣の一日とういう人と計
と会つてゐるとか、そういう動きをお伝えしてい
るコーナーの記事を、七月二十一日、七月二十一
日、十二月二十四日、これは二〇一六年ですね、
載せております。

の七月、十二月の日程、これは事実なんですよ
ね。そこだけ確認させてください。
○佐藤(大)政府参考人 お答えいたします。
御指摘の報道があることは承知しているところ
でござりますけれども、これは総理の私的活動に
関する事柄でございまして、政府としてお答えす
る立場がないということとござります。

私、ちょっとその二ユースは見ておりませんで、今委員がお配りになりましたこの紙を見てございますが、「財務省に隠れてくれと言われて」こう書いてありますが、その後に「財務省は否定している。」とも書いてございますが、いずれにしても、私たちも財務省として、隠れてくれなどと言つた事実はございません。

まず、この前提に立つて、一枚めくついていただきたいんですけども、一年前、同じように最高裁の判事がお一人退任となつて後任が選ばれてお

二十四日、クリスマスイブですね、この日は昭恵夫人も一緒に、ほかの方もいますけれども、食事をしているというように、非常に加計学園の理事

○初鹿委員 私的活動といつても、SPさんもついているし、恐らく秘書官も同行しているのではないかと思いますので、100%私的とは言い切

○初鹿委員 皆さん、笑っていますけれども、一方があつたと言つていいんですよ。一方が言われたと言つていて、財務省は否定をしていると言つ

ていますが、では、籠池さんがうそをついていると言いますか。では、うそをついているかどうかをはつきりさせるために、やはりここに参考人として呼ぶ必要があるんじゃないですか。

私は、籠池さんがうそをつく理由はないと思いますよ。彼が、何のメリットがあつて、財務省から雲隠れをしてと言われた、そんな発言をするんですか。普通に考えて、何も言わてなかつたらそんな発想は浮かばないと思いますよ。

これは、どつちが正しいのかどうかをきちんとこの場ではつきりさせるために、籠池理事長の参考人招致を求めて、委員長、取り計らいをお願いいたします。

○御法川委員長 理事会で協議いたしました。

○初鹿委員 財務省に聞きますけれども、それでは、この二月八日以降、雲隠れ、十日間ぐらいしたと籠池さんは言っているわけですから、少なくとも、二月八日の直後ぐらゐに財務省から何らかの接触があつて言われたということですね、籠池さんの言を信じるならば。

お伺いしますが、この二月八日からの数日間に、近畿財務局、そして本省やそのほか財務省の職員が籠池理事長や森友学園の関係者と接触したことありますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

記事に書いてあるような事実はございませんが、二月の八日、九日だったと思いますが新聞に、要するに売却価格の非開示の話が出まして、某新聞だったと思いますが、その件について近畿財務局と森友学園の間では話をして、森友学園側から、これ以上売却価格を非開示にしておくと学園側がその土地を不當に安く買ったかのように思われるるのでということで、開示に対して合意いたしましたと、いうことでございましたので、私どもはそれを受けまして売却価格について開示にしたと、いうことでございます。

○初鹿委員 面会をしているということですね。これは、森友学園の関係者と言っていますが、籠池理事長本人なんでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

近畿財務局と森友学園の間で、誰と誰が話したかというのは、ちょっとと今、私、直接確認してございませんが、多分、先方の弁護士との間で近畿財務局が会話をしたのではないかというふうに考えてございます。

○初鹿委員 その面会記録は当然残っています。この森友学園の問題を追及していく、面会記録がない、そういう答弁がしばしばあるんですが、期間も限定されるし、そんな前の話じゃないですね。しかも、事が発覚をした後のことですかね。面会記録がないとしたら、それは隠蔽と言われてもおかしくないと思いますよ。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

この面会記録があるかどうかということ、あらならば委員会に提出をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

非開示であったものについて、先ほど申し上げた理由で先方から開示にすることに同意するといふ連絡を受けただけでございますので、その点についての面会記録は残つてございません。

○初鹿委員 やいや、そんなことはないでしよう。これは結構重要なことだと思います。非開示にしてきたのを開示するという、その言質をとつたということをちゃんと残しておかないと、我々は非開示だと言つたのに開示をするとはどういうことかと後で言われて、それで困るのは財務省じゃないですか。当然、残していると思いますよ。電話でやつたのがメールでやつたのかわかりませんけれども、その痕跡はあるはずだと思います。

では、答えは電話で返ってきたんですか、メールなんですか、それとも直接会つてのことなんですか。

○佐川政府参考人 お答えします。

非開示、開示の話は、現場で近畿財務局が担当して連絡してござりますので、電話だったのかメールだったのかまでは本省として把握してございませんが、いずれにしても、先方から開示する

もとして開示したということでござります。

○初鹿委員 本省では把握をしていないということで、早急に近畿財務局に確認をとつて、この二月八日以降数日間の森友学園側との接觸の記録、電話、メール、メモ、そのほか全て明らかにして、委員会に提出をするようにお願いをいたします。

○御法川委員長 理事会で協議いたしました。

○初鹿委員 では、ちょっと中身の方に入つていただきます。

○御法川委員長 理事会で取り計らいをお願いいたしました。

○初鹿委員 では、ちょっと中身の方に入つていただきます。

まず、今回のこの問題を見ていて、事の発端になるのは、学校の新設の認可をするに当たつて、国有地を使って学校をつくるということになつてゐるわけですね。国有地を随意契約でするのに、公共のために供するということで、学校とか病院だとか、そういうものの場合は随意契約でできるといふことになるんですね。

ところが、学校の認可の方の手続をしようとする、基本的に土地を所有していなければならぬといふことがありますので、土地を買っておかなければならないんですね。今回、大阪は特例で賃貸でもいいといふことがありますけれども、賃貸の契約を本来結んでいなければいけないんだけれども、財務局の方で、売るか売らないか、貸すか貸さないかは、学校ができるかどうかはつきりしないとそれは言えない。結局、今回の件でも、私学審議会で認可相当ということが決まってから地方審にかかる、結果、売却ではなくて十年の賃貸契約とで認可相当ということが決まる。

では、学校の設置の認可を先にするべきなのが大事でございまして、それを受けまして、国有財産の地方審議会におきまして処分の相手や処分の方法について審議を行つてござりますので、事前の手續等につきましては、当然大阪府とやりとりは行いますが、いずれにしても、公共の用途での国有地の処分については、あらかじめ地公体の判断を受けてから、我々、国有財産の地方審議会にかけているということでござります。

それで、今、委員の御指摘のお話でございますけれども、いわゆる民間に対する貸し付けとか、それから認可前の学校法人に対する売却等について何らかの変更が必要ではないかというお話をございましたが、私ども、やはり国有地の有効活用という観点で行政してございまして、保育所とか

介護施設とか、そういう意味での一億総活躍社会に向けた実現もございますので、そういうところにつきましては、まずは地公体、事業の許認可の主体から示された判断を踏まえながら、政策的必要性等を勘案しながら我々検討も行つてございますし、認可前の学校法人に対しても国有地を処分する場合も同様でございます。

要するに、学校法人として地公体が認可するまで国有地の処分をしてはいけないということですが、それは、随分前に文科省の方からも答弁をしていましたけれども、四月の開校の直前に認可をするというような都道府県も結構あるようございまして、いずれにしても、その都道府県の許認可の判断を待つて、我々、判断したいというふうに考えてございます。

○初鹿委員 地方自治体の意見を聞いていくといふことを言つておられたら、私も、保育所の整備とかで国有地を活用するのはいいことだと思いますよ。そうだったら、まず最初は、自治体に賃貸をするとか、自治体に売却をするとか、自治体の管理下において自治体が福祉施設なり学校法人とやりとりをするようにすれば、今回みたいなことは起こらないんじゃないですか。そういうことを考えて、いただきたいということを指摘したんです。

では、ちょっと中身に入りますが、今回の問題で一番不可解なのは、やはり八億円も金額がまけられた、廃棄物の撤去だということで割り引かれて安く購入をしているということに、みんな不思議に思つていてるわけですね、疑問を感じている。

そもそも、財政的な理由で森友学園は、売却を受けるのではなくて、売買予約つきの十年間の定期借地という契約でこの土地を使い始めて、工事が始まつたわけです。買うお金がなかつたんですよ。ところが、工事をしている中で、埋設物が見つかった、見つかったら急に買いますよ。ごみが見つかると森友学園の財務状況がよくなるんですか。そんなことはないですよね。

今まで資金繰りがうまくいかない、お金が用意できなかつたら買わないと言つていたのに、急に買おうと言つた。財務省は、森友学園の財務状況が改善したかどうか、また、資金のめどがついたのかどうか、この時点で確認したんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘のとおりでございまして、最初に貸し付けの契約をしたときにも、先方は、買うに当たつての資金の調達について、今買うだけの資金がないので貸し付けにしてほしいということです、最初、貸し付けをしたわけでございます、十一年の定期借地で。先方は、八年後ぐらいには多分買えるんじやないか、こういうことでございまして。

それで、今委員御指摘のとおり、その間でござりますので、いつ買うかは先方の御判断なんですねけれども、こういうことで新たに埋設物が発見され、国の瑕疵なんですが、これをどうしたらいいか、一年後の開校に間に合わせないかぬといふことで、先方は、とにかく、何が何でも開校に間に合わせるためにも、自分で買って自分で工事をして早く開校に間に合わせたいということでございました。

そういう意味では、貸し付けのときと同様でございまして、先方は、これを買い受けるだけの資金は、当時全ての資金は持つてございませんで、したがいまして、買い受けの意向を示したときも、売買代金につきましては分割払いにしてほしいという要望がございました。

そういう意味では、私ども、森友学園の決算書類とか、それから小学校の収支計画等の提出を求めまして、小学校の建設工事を進める中で借入金を抑える必要があり、代金を全額一括して支払うことなどが難しいとの事情や、小学校開校後に、収支上、延納代金も確保できる計画となつているといたことも確認しまして、分割払いとすることを認めたものでございますが、いずれにしても、私ども、債権保全ということも必要でございます。

○初鹿委員 契約上そうですけれども、つまり、

設定しているところでございます。

○初鹿委員 お金がなかつたのは事実である、買おうと言つたけれども、やはり全額買えないから分割してくれと言つたということですね。

今、答弁で、森友学園が自分で買って自分で工事をしたいということを言つたといふようなことをお答えしているんですが、今問題となつていて八億円分のごみの前に、土壤汚染対策等を含めて工事をしていますよね。一億三千万、有益費ということで、財務省は森友学園に工事費を支払つてゐるんですよね。これは森友学園が自分で撤去をして、きちんと領収書もつけて、それで返してもらつてゐるんですよね。

これが仮に貸貸契約のままだつたら、今回のごみの撤去も、森友学園がまさに、先ほど答弁したように、自分で工事をして、その領収書を提出して、そして皆さん方が負担をするということになつて、いたんじやないんですか。違いますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおりで、貸付契約の間は有益費を支払うという契約条項になつてございまして、二十七年の後半にした契約の有益費は、翌年、二十八年四月でござりますけれども、お支払いしてございました。

今委員がおっしゃられましたのは、貸付契約期

森友学園の側からすれば、このまま貸貸契約をし

ていたら、まあ、お金は返してもらえるけれども、ごみの撤去はしなければならない。そういうとどういうことになるかと、土地の値段は、当初の予定の十億円近い金額で将来買うこと

になるわけですよ。ところが、撤去をしないでここで買うと言えば、それは、国が撤去費用を引いた金額の一億数千万円に値下がりをして買うことができる。そういう判断をしたんじやないですか。明らかに森友学園は、安く買えると判断しました。しかも、最初から工事する気なんかなかつた

んだと思いますよ。

これを認めるのは私はいかがなものかなと思うんですけども、違いますかね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

貸付契約がもし仮に継続していた場合に、先方の学校法人が撤去した場合の費用については、それは当然、有益費として、国の瑕疵でございますので、何らかの、私どもで費用負担をするということになると思います。

そういう意味では、買い受けをするということになります。

ただ、その場合は、先方は、それは国でやると入札手続等ですぐ時間がかかるじゃないですか、手続は何ヵ月もかかるじゃないですか、私は一年後に開校なんですよとすることで、自分たちが今建設工事をまさにやつている最中でございまして、向こうが希望すればそのまま売買の契約に移行するという契約も結んでございまして、そういう意味では、契約上、この十年の間に先方がいつ買い受けを希望するかというのは、これは先方の御判断でございまして、その貸し付けを継続したならばということありますけれども、私どもは、契約上、先方が希望すれば、それは売買の契約に入つていくというふうに理解してございまして。

○初鹿委員 撤去の工事を進めるのは、別に買わなくてできるわけですよ。買わないとできる

買わないと撤去をしてもらつて、それで有益費として支払うことが本当は筋だつたと思いますよ。そうすれば、余分にお金を国が負担をする、または割り引いて実質上負担をすることになつて

いますけれども、そういうことにならなかつたんだと思います。だから、ここは明らかに、森友学園は安く買えるという判断をして、そこに財務省も乗つてしまつたと言わざるを得ないなと思ひます。

ちなみに、ごみが出てから売買を決めるまで、特に、分割にするというようなこういう契約の内容が決まるまでの間に、政治家から何らかの問い合わせを財務省または近畿財務局は受けておりますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

この委員会でも答弁をさせていただいてござりますが、本件の土地の処分につきましては、私も、不当な働きかけは一切なかつたということは答弁させていただいてございます。

ただ、それ以外に、本件も含めまして、我々、国有地の管理、処分におきましては、相当の、数千件というレベルで毎年やつてございますので、そのいろいろな案件につきましてさまざまなお問い合わせはござります。

したがいまして、どの案件でどういう問い合わせがあつたかについては、もちろん、今確認をで

きる状況にございませんけれども、いずれにしても、さまざまなお問い合わせはござります。

○初鹿委員 全部調べると言つておられるわけじゃないですよ。この土地について問い合わせがあつたのかどうかということを聞いているんですよ。

この土地について、国会議員または地方議員の誰から問い合わせを受けたことはありますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

この件についてと申されます、私ども、どの案件も全て国有地の処分でございまして、それ

れの処分について、さまざまなお問い合わせはございません。現場の職員がその場でそれ

れにつきましては、現場の職員がその場でそれ

では残つておらないということは随分答弁させていただいておりますが、本件について他の案件

と同様でございまして、そういう案件の面会の記録については残つてございません。

○初鹿委員 面会の記録が残つてなくとも、記憶には残つてゐるんじゃないかと思います。ぜひ、ちゃんと現場に確認してください。

皆さん、今答弁を聞いていておわかりのとおり、問い合わせがなかつたとは一言も答えてないんですよ。なかつたとは答えてないんですよ。

あつたということでいいんですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

国有地の処分について、さまざまなお問い合わせが外部からござりますので、どの処分の案件につ

いて問い合わせがあつたのかなかつたのかも含めて、今、処分をしてしまつてわからないということを申し上げておるのですが、なぜ逃げ切れるものではないと

思ひますよ。

○初鹿委員 もう一回、きちんと近畿財務局にも問い合わせをして、確認をしてください。これは

何度もやりとりしてしまつたけれども、記録が残つてないということで逃げ切れるものではないと

思ひますよ。

それで済ませようとしていたら、では、当

時の担当者、関係者をこの場に呼んで、ちゃんと籠池理事長と並べて話を聞こうじゃないでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私ども、保存してござりますのは、六月の二十

日に結んだ契約書とそれに付随するさまざまなお記録はないんですか、あるんですか。

○初鹿委員 このやりとりの記録も残つてないと言ひますか。この埋設物が見つかってから売買

の契約を結ぶまでの森友学園との間のやりとりの記録はないんですか、あるんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

未満とされております個別の面会のやりとり控え

については残つてございません。

○初鹿委員 普通に考えて、残つてないというこ

とは通用しないと思いますよ。

普通の売却とは今回、明らかに違うわけです

よ。非常に特殊ですね。十年間の定期借地でま

ずは借りて、ごみが見つかつたら急に買うと言ひ

出して、しかも値段がここで八億円も安く売るこ

となつて、この間のやりとりを一切記録に残さ

ないというのは、将来、トラブルのもとになるんじゃないのかと思うんですが、なぜ記録に残していないのか、本当に疑問でしようがないです。

本当はあるんじやないんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

契約書等、財務省の文書管理規則に基づいて

いるものはきちんと保存してござります

が、個別の面会記録につきましては残つてございません。

○初鹿委員 これ以上やつても同じ答えなんですか。

大坂府は認可をしないということではば決まります。

三月に新しい埋設物が発見されまして、深いも

のは国の瑕疵ということです。そこにつきまして、今まで御答弁申し上げておる通りで、

大阪航管局に埋設物の撤去、処分費用を依頼いたしました、それを見積もつて、それを前提にし

て、私どもは不動産鑑定にかけてござります。

それを受けましたのが五月の末でござります

が、いすれにしても、そういう価格につきまして、こちらから提示したことございませんし、

先方から幾らで買いたいといった希望があつたこともございません。

○初鹿委員 このやりとりの記録も残つてないと思ひますよ。

それで済ませようとしていたら、では、当

時の担当者、関係者をこの場に呼んで、ちゃんと

籠池理事長と並べて話を聞こうじゃないでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私ども、保存してござりますのは、六月の二十

日に結んだ契約書とそれに付随するさまざまなお記録はないんですか、あるんですか。

○初鹿委員 このやりとりの記録も残つてないと言ひますか。この埋設物が見つかってから売買

の契約を結ぶまでの森友学園との間のやりとりの記録はないんですか、あるんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

未満とされております個別の面会のやりとり控え

については残つてございません。

○初鹿委員 普通に考えて、残つてないというこ

とは通用しないと思いますよ。

普通の売却とは今回、明らかに違うわけです

よ。非常に特殊ですね。十年間の定期借地でま

ずは借りて、ごみが見つかつたら急に買うと言ひ

出して、しかも値段がここで八億円も安く売るこ

となつて、この間のやりとりを一切記録に残さ

ないというのは、将来、トラブルのもとになるんじゃないのかと思うんですが、なぜ記録に残していないのか、本当に疑問でしようがないです。

本当はあるんじやないんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

契約書等、財務省の文書管理規則に基づいて

いるものはきちんと保存してござります

が、個別の面会記録につきましては残つてございません。

○初鹿委員 これ以上やつても同じ答えなんですか。

大坂府は認可をしないということです。では、次に、今

のことをちょっとお伺いいたします。

大坂府は認可をしないことですが、当然、買い戻しをすることになります。では、ここでお伺いします

が、仮に森友学園が小学校の開校を諦めずに、一年先延ばしをして、来年の開校を目指してもう一

回認可申請を提出するといつた場合に、そうは

いつでもやはり買い戻すということにするのか、

せつかく建物が建つたんだから、それは一年間猶

予しようということにするのか、どちらなのか。

もう一つは、では、仮に買い戻すということになつたときに、建物を建てる費用もかかった、撤

去費用もかかる。ただでさえ、一括で買うほどの

資産がないという法人ですから、財務状況が急に悪くなつて、場合によっては破産をしたりする可

能性もある。建物を森友学園で撤去できないとい

うことになつた場合には、国で撤去をすることになつたときには、建物を森友学園で撤去できないとい

ますけれども、やはり籠池理事長本人が来て、話をしてもらわないと、本当の真相はわからないと思います。ぜひ、与党の皆さんも、こんなおかしなことが起つていて国民党から、皆さんも地元を回つていて批判もたくさん受けていると思いますよ、一緒に真相解明するために、籠池理事長を参考人で呼ばうじゃないでしょうか。

○委員長、ぜひ取り計らいをお願いいたします。

○御法川委員長 先ほど申したとおりでございます。理事会で協議をいたします。

○初鹿委員 終わります。

○御法川委員長 午後三時四十分から委員会を開することとし、この際、休憩いたします。

午前九時四十五分休憩

午後三時四十分開議

○御法川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○御法川委員長 本日、政府参考人として国土交通省大臣官房審議官石田優君の出席を求めて、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○御法川委員長 質疑を続行いたします。今井雅人君。

○今井委員 民進党的今井雅人でございます。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

きょうは、国有地の処分等ということの集中的一般質疑でございますので、森友学園への国有地の売却関連について御質問していきたいというふうに思っています。

三月の十日、先週の金曜日に、籠池理事長が突然小学校の申請を取り下げて、一部の方は、もう

これで闇に葬るというか幕引きになるんだろうと思ひます。ぜひ、与党の皆さんも、こんなおかしなことが起つていて国民党から、皆さんも地元を回つていて批判もたくさん受けていると思いますよ、一緒に真相解明するために、籠池理事長を参考人で呼ばうじゃないでしょうか。

○御法川委員長 先ほど申したとおりでございます。理事会で協議をいたします。

○初鹿委員 終わります。

○御法川委員長 午後三時四十分から委員会を開することとし、この際、休憩いたします。

午前九時四十五分休憩

午後三時四十分開議

○御法川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○御法川委員長 本日、政府参考人として国土交通省大臣官房審議官石田優君の出席を求めて、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○御法川委員長 質疑を続行いたします。今井雅人君。

○今井委員 民進党的今井雅人でございます。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

きょうは、国有地の処分等ということの集中的一般質疑でございますので、森友学園への国有地の売却関連について御質問していきたいというふうに思っています。

三月の十日、先週の金曜日に、籠池理事長が突然小学校の申請を取り下げて、一部の方は、もう

○佐川政府参考人 今まで一生懸命答弁してきたが、引き続き一生懸命やらせてもらいたいと思います。

○今井委員 きょうは、いろいろなものを持つつ、国民の皆さんよくわからないということありますから、事実関係をしっかりと一つづつ確認していただきたいと思います。決して、レッテルを張るような、そういう質問はいたしませんので、一つ一つ事実関係を解説していくということでやつてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○佐川政府参考人 お伺いしますけれども、きょう参議院でもありましたが、改めてこの委員会でも確認したいんですが、籠池理事長が麻生大臣とは何度かお会いして、いろいろお話をさせていたいたいと思います。

○佐川政府参考人 麻生大臣、最初にお伺いしますけれども、財務省さんなりにしつかり答弁されておりましたけれども、九割近くの人が説明不足というのは、私はほとんど見たことがあります。

○佐川政府参考人 財務省さん、きょういらつしゃつておられますけれども、このことに対してもどうお感じですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私は委員の方々のさまざま質問に可能な限り答弁をさせていただいたつもりでございます。

○佐川政府参考人 私の立場として、その世論調査にコメントする立場にございませんが、引き続ききちんと答弁をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○佐川政府参考人 ○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私は委員の方々のさまざま質問に可能な限り答弁をさせていただいたつもりでございます。

○佐川政府参考人 今まで一生懸命答弁してきましたが、引き続き一生懸命やらせてもらいたいと思います。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

国有地を学校用地などの公的な用途に売却した場合の契約金額は、原則公表となつてございます。ただし、情報公開法上、開示義務の例外規定がございまして、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、相手方が公表に同意しない場合、公表しない取り扱いとしてござります。

本件でございますが、当初、相手方より、契約金額を公表することで、地下埋設物について広く周知され、保護者等への風評リスクが生じかねない場合、契約金額を公表しないよういふうに要請があつたことから、非公表としていたものでございまます。

○今井委員 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」という場合はどういふうにことで、例外規定は確かにあります。が、ここでお伺いしたいんですけれども、そもそも、この土地は、ごみを全て撤去して、そしてきれいな形で学校を建てるという前提です。よし、全てきれいにして学校を建てるのに、なぜこの法人は不利益をこうむるんでしょうか。そこが私はどうもわからんんです。

○今井委員 全部工事をして、きれいにした上に建てるんですけど、それをよしと、是とされたんですね。

すよね。競争上のおそれは何も起きないと思つうですが、それをよしと、是とされたんですね。

○佐川政府参考人 まさに、委員御承知でございましょうけれども、そもそもと浅いところに埋設物があつたり土壤汚染があつたりした土壤でございます。その上、

もともとの履歴を見ますれば、池沼であつたり、いろいろな履歴もござります。

そういう中で、以前の国土交通省の調査により見つかっているもの以外に、新たに埋設物が見つかったということでおざいます。そういう意味では、もちろん、撤去、処分費用を適正に見積りまして、控除して売却をしてございますが、そういう履歴、それからそういうものが新たに見つかつたということで、売買価格が当初の鑑定価格九億よりもかなり低い価格になつてゐるということになれば、やはりそこは、近所の方々あるいは集まつてこようとする保護者の方々も、そういうものかといふことを考へれば、学校側がそういう風評被害のリスクについて懸念することも理解できただところでござります。

○今井委員 もう一回お伺いしますけれども、この見積もりをしたときというのは、そもそも森友学園がこの工事を行うという前提で見積もりをしているわけですね。ですから、土地はきれいな形になつて建物が建つはずであるというふうに財務省さんは認識しておられたのではないでしょ

うか。

工事が行われないのに見積もりはしませんよね。工事が行われるという前提でこの金額を出されたわけですから、当然、きれいな形で学校を建てるというふうにお考へになつて契約をしたといふことじやないんでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。撤去費用の考え方でございますが、浅いところの部分はもう申し上げたとおりでござりますけれども、新たな埋設物が出たとすることで、これは、当然、国が貸し主で所有権がありましたので、国の瑕疵でございました。したがいまして、そういう新たな埋設物が今後どうなるかといふこともござります。

それから、先ほど申しましたように、こここの土地は、もともと昭和三十年代、池沼でございまして、そこは昭和四十年代に廃棄物関係の法令ができ上がる前に宅地化されているということです。さ

まざまなものがそこに投棄されて、池、沼のことろに広くそういうものが深い層になつてゐるところも当然推定されるわけでござります。

それからもう一点、先ほど申しましたように、土壌汚染の履歴がございますので、浅いところにももちろんあつたので、そこは有益費で取るわけでござりますけれども、さらには別の部分についても、そういった土壌汚染がある可能性も否定はできないわけでござります。

そういうさまざまな状況の中で、この撤去費をどう見込むかというのは大変予測困難な状況の中

でございまして、そういう中で、我々国として

は、こういう状況の中で、これはもう一切国として今後責任をとらないというふうに瑕疵について

免除されるという特約をつけるべきだ、こう必要性を考えてございまして、その上で、短期間の間

に知見のある国土交通省にお願いしたというのがこの撤去費用の見積もりの考え方でござります。

○今井委員 ちょっと私の質問と違う答弁になつてしまつて、向こうでやつてもらうことになりました。

○今井委員 これまでの御答弁で、本来は自分た

ちで撤去をして渡すこともできたんだけれども、向こうが工事をするとおつしやつていて、見積もつて、向こうでやつてもらうことになりました

とおつしやつてているわけです。ですから、工事を

これまで、先方から自分で撤去をして建物を建

てたいということをおつしやつていますから、当然

向こうは撤去の工事をする、そういう前提で金額

を査定しておられるわけです、だつて、工事をするから見積もつてくれとおつしやつてあるんですから。であれば、その土地は、今おつしやつたよ

うに、確かに昔は沼地とかいろいろありましたよ、それをきれいにするための工事をするんじやないんですね。『みがに出たものを取り除いてくれ』なども、新たな埋設物が出たとすることで、これ

は、当然、国が貸し主で所有権がありましたので、国の瑕疵でございました。したがいまして、そういう新たな埋設物が今後どうなるかといふこともござります。

格、いわゆる地価を算定して先方にお売りしていられるわけでござります。

そういう意味で、何度もここで御答弁申し上げておりますけれども、先方に、その埋設物がある状態での一・三億円の値打ちの土地を売却してございまして、それはもちろん先方で撤去するんだろうと思われますけれども、先方がそれをどういうふうに判断するかというのはあるうかと思いますが、いずれにしても建設工事と撤去工事を一緒にやりながら早く開校したいという御趣旨でございました。

○今井委員 これまでの御答弁で、本来は自分たちで撤去をして渡すこともできたんだけれども、向こうが工事をするとおつしやつていて、見積もつて、向こうでやつてもらうことになりましたとおつしやつているわけです。ですから、工事をすることを前提で見積もりをされていて、何とすればね。そういうことじやないんですか、何かちょっと違つたことをいろいろおつしやつていますけれども、当然、向こうは工事をするということを前提で見積もりをされていて、何とおつしやつていて、費用を差引いたといふことじやないですか。

○佐川政府参考人 委員がおつしやるとおりでございまして、方法としては、国がもちろん撤去して先方に売り渡すといふことじやないました。ただ、時間もないということでござりますので、先方が撤去するということでおつしやるとおりでございまして、方法としては、国がもちろん撤去して先方に売り渡すといふことじやないました。だから、時間がないということでござります。

○佐川政府参考人 委員がおつしやるとおりでございまして、方針としては、国がもちろん撤去して先方に売り渡すといふことじやないました。ただ、時間もないということでござりますので、それが撤去するということでおつしやるとおりでございまして、方針としては、国がもちろん撤去して先方に売り渡すといふことじやないました。ただ、時間もないということでござりますので、それが撤去するということでおつしやるとおりでございまして、方針としては、国がもちろん撤去して先方に売り渡すといふことじやないました。ただ、時間もないということでござりますので、それが撤去するということでおつしやるとおりでございまして、方針としては、国がもちろん撤去して先方に売り渡すといふことじやないました。ただ、時間もないということでござりますので、それが撤去するということでおつしやるとおりでございまして、方針としては、国がもちろん撤去して先方に売り渡すといふことじやないました。ただ、時間もないということでござりますので、それが撤去するということでおつしやるとおりでございまして、方針としては、国がもちろん撤去して先方に売り渡すといふことじやないました。ただ、時間もないということでござりますので、それが撤去するということでおつしやるとおりでございまして、方針としては、国がもちろん撤去して先方に売り渡すといふことじやないました。ただ、時間もないということでござりますので、それが撤去するということでおつしやるとおりでございまして、方針としては、国がもちろん撤去して先方に売り渡すといふことじやないました。ただ、時間もないということでござりますので、それが撤去する

格、いわゆる地価を算定して先方にお売りしていられるわけでござります。

そういう意味で、何度もここで御答弁申し上げておりますけれども、先方に、その埋設物がある状態での一・三億円の値打ちの土地を売却してございまして、それはもちろん先方で撤去するんだろうと思われますけれども、先方がそれをどう

いただいてございますが、価格の公表に至つた理由でございますが、森友学園が、今般マスコミに報道された結果、非公表を継続した場合、国有地を不当に安く取得した等の誤解を受けるおそれがあると判断し、契約金額を公表することに同意することとしたためというのが理由でござります。

○今井委員 では、財務省さんから言つたんじゃなくて、森友学園から、向こうから連絡が来たと

いうこととしました。

○今井委員 これまでの御答弁で、本来は自分た

ちで撤去をして渡すこともできたんだけれども、向こうが工事をするとおつしやつていて、見

積もつて、向こうでやつてもらうことになりましたとおつしやつているわけです。ですから、工事を

することを前提で見積もりをされていて、何とすればね。そういうことじやないんですか、何とおつしやつていて、費用を差引いたといふことじやないですか。

○今井委員 いや、同意するじやなくて、何に同意するんですか。同意するといふことは、そちらが開示しますかと、いうことを先に申し上げたから、同意しますとおつしやつたんですか。

○佐川政府参考人 先方から、同意するといふことが来たということでおつしやつたんですか。

○今井委員 いや、同意するじやなくて、何に同意するんですか。同意するといふことは、そちらが開示しますかと、いうことを先に申し上げたから、同意しますとおつしやつたんですか。

○佐川政府参考人 おつしやつたんですか。

最初は、先方が非開示にしてくれといふ要請があつて、非開示にしているわけでござります。今は、今回というか二月のその時点では、先方が公開することに同意をしたために我々はホームページ上に公開をした、こういふことじやないま

す。

○今井委員 いや、僕は経緯を聞いているんですけれども、財務省さんが、こういふふうになつて

いますけれども、どうしますかと言つて、向こうが、では、開示しますわとおつしやつたのか、財務省からは何も言つていませんけれども、森友

学園の方から連絡が来て、ちょっとこれは開示しますわといふふうにおつしやつたのか、そのどちらですかと、いうこと、事実関係だけ伺つて

います。

○佐川政府参考人 先方、森友学園が誤解を受けるおそれがあると判断して、先方から公表するこ

とに同意するといふふうに来たと思います。

○今井委員　はい、わかりました。

それで、現在、きのう始まりました口頭弁論のところで、先方は今、不開示処分の取り消しを求めるという訴訟をしていますけれども、国側は、これは請求棄却をきのう求めていて、つまり、不開示処分にしたということを何も悪くないといふことで戦おうとしていますけれども、この段階でも森友学園さんに確認はできたんじやないでしょうか。開示請求が来ていて、そのことに対しても確認して開示するということはできたんじやないでしようか。

だから、私が申し上げたいのは、これで国が請求棄却でこの裁判を戦うということの意味は一体何なんだろうと。これは、相手方の言い分をそのまま受けければよろしいんじやないんですか。なぜ、これを戦おうとしていらっしゃるんですか。

○佐川政府参考人　お答え申し上げます。

大変恐縮ですが、委員の御質問の趣旨を間違えたらまた御指摘いただきたいというふうに思いますが、ある方から、市議の方ですが、ある方から開示請求があつて、その時点におきまして、今回非開示について何か状況の変化があつたわけではございませんので、そういう意味では、開示請求があつたとしても、その点についてそのまま非開示にしていたということだと思います。

○今井委員　さのう第一回の口頭弁論が行われましたけれども、裁判長の方から、この売買金額、今報道されている金額で結構ですかという質問がありましたが、それすら答えられません。何を聞いても、この代理人の人は答えなかつたそうです。こういう姿勢だから、何かよくわからないと國民が思われるんじやないですか。

この国会の場もそうですし、司法の場でもお答えできません。売買の金額すら答えられないとおしゃつているんですよ。そういう態度はいけないんじゃないですか。いかがですか。

○佐川政府参考人　お答え申し上げます。

大変恐縮でございますが、裁判の中での両者の

やりとりについて、ちょっと今、私はコメントす

る立場がないというふうに思います。

○今井委員　司法の場に行っていますから、ここでお答えできないのはわかりますが、戦っている相手は一緒ですから。皆さん、財務省さん、国が

戦っているんです。皆さん仲間が戦つていらっしゃるんです。同じロジックじゃないですか。国

会でやつてある話も、そこでやつてある話も同じ

話なんですから、それは一体ですよ、一体でやつ

ていらっしゃるんです。

ですので、私は司法の場で話す立場じゃあります

せんから、戦つてるのはまさに皆さんですか

ら、こういうところもちゃんとしっかりと説明を

して、相手が求めていることはしっかりと受け入れ

るぐらいのことをしていくべきだと私は思つてい

るんですが、その点について、もう一度御答弁く

ださい。

○佐川政府参考人　お答え申し上げます。

法廷における双方の言い分、どのタイミングでどういうふうにお答えするか、それぞれ双方、裁判で議論されることだというふうに考えております。

○今井委員　ちょっと水かけ論になつてしまいま

すけれども、そうやって、法廷だからわかるな

い。せめて、では、法廷で戦つている人たちにそ

ういう意見があつたことを伝えますぐらいのこと

は、それぐらいおつしやればいいじやないです

か。何も私は関係ありませんと言つて、ずっとそ

ういう答弁をされるから、こうやって世論調査の

結果がおちやうんですよ。これは、本当に財務省

の言つていることが正しいのなら、堂々と一つ一

つ説明していくべきじゃないですか。それをぜひ

ひお願いします。

次に、もう一度確認したいんですけども、当

初、買い受けつきの有償貸付契約にしたときに、

先方からは、買うだけのお金がないので、とりあ

えず貸し付けにしてほしい、八年ぐらい、めどが

立つたら何とか買いたいから、そういうやり方に

してもらえないかという依頼があつたというふう

に承知していますが、その経緯で間違いないです

か。

○佐川政府参考人　お答え申し上げます。

○佐川政府参考人　公的取得要望を近畿財務局で行いましたとき

に、府、市からなくて、要望がこの学校法人から

のみあつて、それで、その学校法人からの取得要

望を議論するときに、先方から、そういう意味で

は、初めから貸し付けでこの土地を取得したいと

いうか、処分していただきたいという要望がございました。

○今井委員　その理由は財務的な問題ですか。す

ぐにその売買代金が払えないから、そういう理由

で申し出があつたんですか。

○佐川政府参考人　財務上の理由ということで、

定期借地十年間の間に、委員おつしやいましたよ

うに、八年ぐらいの間に何とか買ひ受けできるの

ではないかというお話をたどつたというふうに思いました。

○佐川政府参考人　定期借地十年間の間に何とか買ひ受けできるの

ではないかというお話をたどつたというふうに思いました。

○今井委員　では、その貸し付けにしたときに、

貸し付けの根拠となるそもそもその土地の代

金、そのときの評価額、これは九億五千六百万ぐ

らいだつたと思ひますが、それぐらいで間違ひな

いですか。正確には結構です、九億何千万。いろ

いろな評価法で、九億三千萬があつたり、五千六

百万があつたり、いろいろしてあるんですけど

も、九億数千万にしましようか。九億数千万とい

うことによろしいですか。

○佐川政府参考人　大変恐縮でございますが、委

員とちょっと同じ感じなんですけれども、九億数

千万といふことでござります。

○今井委員　ちょっと私が言つただけなので、も

う一回確認します。

先方から、自分たちで撤去工事と建物を建てる

工事をやりたいので見積もりをしてほしいという

申出があつたということでよろしいですね。

○佐川政府参考人　買い受けのときのお話だとい

うふうに理解してよろしいでございましょうか。

買い受けのときには、先方として、時間がない

ので、一年後に開校ということなので、国が行う

と時間がかかりますので、私どもとして撤去工事もやりたいので買い受けをしたい、そういう意味で撤去工事と建設工事を同時にやりたいということです。

それで、買い受けを希望されたたどいざいります。

○今井委員　そういうことです。

そうすると、これは売却を一億三千万ちょっと

の売却代金で売つていますけれども、撤去工事にかかる費用が八億二千万弱ということですね。合

わせれば九億数千万、引き算ですから同じなんですか

けれどもということなんですが、もともと九億

数千万円のお金が、財務上お金がないので、払えないので分割にしてくださいといふうに言つて

きたわけです。

であるとすると、この一億三千万で買つて、八億一千万円の工事をするということは、森友学園には財務的には不可能であった。同じ金額で購入

できなんですか、この工事をやる財力はない

というのは財務省さんは当然わかつっていたと思

いますけれども、同じ金額ですから。違いますか。

○佐川政府参考人　お答え申し上げます。

あるとすると、この一億三千万で買つて、八億一千万円の工事をするといふことは、森友学園には財務的には不可能であった。同じ金額で購入

できなんですか、この工事をやる財力はない

というのは財務省さんは当然わかつっていたと思

いますけれども、同じ金額ですから。違いますか。

○佐川政府参考人　お答え申し上げます。

貸付契約から売却契約に移るわけでございます

が、当然、財務状況のそういう要因で、貸し付け

のときには貸し付けとおつしやつて、買い受けのと

ときも、財務状況が決してそれを買えるだけの余裕

がないので延納、分割払いにしてほしいというこ

とをおつしやつてきました。

そういう意味では、その財務状況でどれだけ撤

去費用があるか、それはもう、どう調達するかは

先方の御判断でありますけれども、別に、即座に

そこで何か撤去を全部行うわけではないでしょ

うから、どういう工事で、その撤去業者はどういう

契約にするか、どういう資金調達をするか、それ

は先方の御判断だというふうに思つております。

○今井委員　つまり、そこで撤去するかどうかも

わからないと今おつしやつてしまつたけれども、

これは撤去しないかも知れない、お金もない

し、できないんだろうなと思ひながらこの契約を

結んだということですか。今そういう感じでおつ

しゃつてあるから。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

ちょっと表現が悪かったかもしれませんけれども、一年後まで、開設するまでの間に順次いろいろな撤去工事や建設工事もしていくということで、別に、その場で、わずか一週間か一ヶ月で何を全部する、そういうことではなくて、全体としての資金計画なり撤去工事の工程なりさまざまなことがある中で、先方として御判断されるということだろうというふうに思います。

○今井委員 財務省さんが見積もった八億二千万という金額は、撤去に必要な費用であるという妥当性を感じておられますか。

○佐川政府参考人 この撤去費用につきましては、さまざま過去の調査、経緯、それから国土交通省の知見と実績、そういうものを踏まえて、

国土交通省においてまさに適正に見積もつたものといふふうに考えてございます。

○今井委員 まさに、御自分でおっしゃいましたけれども、このごみを撤去するのにそれだけの費用がかかるということを今おっしゃっています。

ですから、先方がどの段階でとやろうが、学校を建てるにはその金額がかかる。段階も何もないんですよ、だって、最初に掘らないといけないんでですから。途中で掘るわけにいかないんですから、最初に掘るんです。それから、建物を建ててあるんですから。そんなのは誰でもわかりますよね。だから、途中の段階でなんてことはあり得ないんです。工事の順番としては、最初に掘るといふことでしよう。そういうことも含め資金調達をどうするか、要するに、借入金等もどうするか等、さまざまそれは学校側の経営判断だらうといふことで、私どもそこまでは別に勧業していないことを申し上げます。

○今井委員 最初にそのお金で買えない、お金が

ないと言つてきた人たちなんですよ。今、自分で言つていてちよつと苦しいなと思つておられると思いますが、

ありますけれども。

お金がない、資金も調達できないから分割にし

てくれと言つてきた、貸し付けにしてくれと言つたところが、この工事をやるのにどういう調達を

するかどうかも含めてそれは向こうが考える問題だとおっしゃっていますけれども、一番最初に財務を、財務状況を見られて、そういう貸付契約と

だから、では、ごみの方のところはそれはまた資金調達を別にやつてくださいというのは、それはちょっと整合性がとれないです。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

ちょっと、私はそのごみの撤去等について少し御説明しましてけれども、基本を申し上げます

と、私どもは、国有財産行政をやつていますの

は、先方がごみをどうするかという御判断ではございませんで、今ある土地をどういう適正な価格

で先方に売却するかということが基本でございますので、そういう意味で、契約上、先方が買ひ受け契約に移りたいというふうになれば、私どもは適正な対価としての時価を見積もつて先方に売却する、そういうことが最大の基本でございますので、それ以上、先方がどういうふうになられるかとか、どう撤去するかとか、そこについて別に私どもがコメントする話ではないということでござります。

○今井委員 いや、ですから、先方は財務的には

これはできないというのを予見でましたよね。

○今井委員 委員長退席、土井委員長代理着席

○佐川政府参考人 その予見について、私どもが国有財産を適正な時価で、契約に基づいて、民法上の瑕疵を、責務を果たすというところに基づいて売却するという話とは、そこは違う話でございます。

○今井委員 これは学校をつくるんですよ、学校を。ここにごみがあるいろいろ問題があるから撤去したいとおっしゃっているわけでしよう。

文科省さん、いらっしゃっていますけれども、

りということで御理解賜りたいんですが、浅いところの埋設物については、貸付契約で有償費で対応する。新たに見つかった深いところの埋設物は、これは民法上、国の貸し主としての瑕疵でございます。したがいまして、いずれにせよ、私はこの新たな埋設物に対応しなければいけない立場にあつたということでございます。

したがいまして、その新たな瑕疵に対して我々が対応するに当たつて、自分たちでその瑕疵を除くのか、我々の一切の瑕疵を免除する特約を付し

た先方に適正な時価でお渡しするのか、そういう選択をしたということを私は申し上げております。

○今井委員 いや、私の質問はそうではなくて、向こうはお金がなくてこの工事はできないんだろう

なということはわかつていましたよねということです。それは今の説明で通すなら通すでもいいで

すけれども、それと別に併存し得るわけですから。それはわかつていただけれども、あとは向こう

な問題なので、向こうが工事しようが何しようと、それは我々の関知するところじゃない、瑕疵担保も義務も解除しているからあとは知らない、

そういうことをおっしゃっているんですね。

○佐川政府参考人 国有財産の処分という意味で

は、我々は適正な時価で先方に売却したというこ

とでござります。

○今井委員 いや、ですから、先方は財務的には

これはできないというのを予見でましたよね。

契約上、それは問題ないと言つていますが、先方が工事するかどうかもわからないというか、ほんやらるのははつきりわかっているわけですよ、財務的に。これは財務省さんですかね、こんなことぐらいわからないはずはないので。そういう状態で土地を渡して学校を建てさせることでござります。教育行政上、国としてのあり方としていいんですか、そういう形で。どうですか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

学校の施設の開設に当たつての考え方というこ

とでござりますけれども、文部科学省におきまし

ては、小学校を設置するに必要な基準といたし

まして、小学校の設置基準を定めてございます。

この省令の中には、「小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならぬ」という規定がござります。

けれども、学校予定地の土壤の問題あるいは地下埋設物についての具体的な定めは設けておるわけではありません。

○今井委員 いや、ですから、先方は財務的には

これはできないというのを予見でましたよね。

いうことを国全体で考えるべきじゃないですか。財務省さんは、契約だから、向こうがそれをどうするかなんて私は知ったことじやありませんですよ。

○佐川政府参考人 私ども、土地を処分するに当たりましては、当然のことながら、各都道府県、今回は大阪府の私学審議会の認可適当という答申を前提にしまして土地の処分をしてございます。

その意味では、文科省の方からも御答弁がありましたけれども、まさに学校としてのありようとか認可とか、そういうことは、さらに、そこの許認可を持つていらっしゃるところの行政の御判断だというふうに考えてございます。

○今井委員 今後、本当にこういうことがないようにしていただきたいんですけども、契約書を盾にとつて、こうやって学校の建築に当たって、こういいういろいろな疑惑が出るようなことを許してしまっているということは、私はこれは一つの瑕疪だと思います。そのことはぜひ反省をしていただきたいと思います。

それで、國交省に来ていただいていますので、改めて確認したいんです。

積算根拠のうちの九・九メートル、これは何度も出ていますが、一応確認したいんですけども、この九・九メートルというのは、業者さんが掘つたものですね。御自分たちでは一切調査をせず、業者さんの言つているものをそのまま、言葉にしたということによろしいですか。

〔土井委員長代理退席、委員長着席〕

○平垣内政府参考人 お答えをさせていただきまます。十二年に大阪航空局が行つた地下構造物状況調査において、少なくとも深さ三メートルを超えるところに廃材、廃プラスチック等のごみがあると確認されています。その上で、本件地下埋設物の撤去費用の見積もりに当たり、その深さに対し

て、今委員御指摘がありました、くいの場所につきましては九・九メートルということになつてございます。

その理由といたしまして、本くい掘削工事箇所を九・九メートルと見積もつた理由を申し上げます。一つは、平成二十八年三月十四日の現地確認において、九・九メートルのくい掘削工事の過程において発見された廃材、廃プラスチック等のごみをおいて発見された廃材、廃プラスチック等のごみを大量に含む広範なエリアに積み上がつていております。これを確認してございます。これらは、その前年十一月に国が現地確認に赴いたときには確認されなかつたものでございます。

もう一つは、現地確認に当たりまして、工事関係者からヒアリングを行つております。九・九メートルのくい掘削工事から、廃材、廃プラスチック等のごみが出てきたとの御報告を受けてござります。また、当時、くい掘削時の工事写真におきましても、掘削を終えた掘削機の先端部に絡みつくほどの廃材、廃プラスチック等のごみが発生していることを確認しております。

また、先ほども理財局長の方から御答弁申し上げておりますけれども、本件土地の北側や西側については、昭和四十年代初頭まで池や沼であり、その後昭和四十二年から四十三年にかけて埋め立てがなされ、急速に宅地化が進んだことが確認されております。

積算根拠のうちの九・九メートル、これは何度も出ていますが、一応確認したいんですけども、この九・九メートルというのは、業者さんが掘つたものですね。御自分たちでは一切調査をせず、業者さんの言つているものをそのまま、言葉にしたということによろしいですか。

本件土地の地下埋設物につきましては、平成二十二年に大阪航空局が行つた地下構造物状況調査において、少なくとも深さ三メートルを超えるところに廃材、廃プラスチック等のごみがあると確認されています。その上で、本件地下埋設物の撤去費用の見積もりに当たり、その深さに対し

ですね。自分では掘つていないです。それだけ。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきまます。繰り返しの答弁になりますけれども、今、申しましたように、一つのこととて判断しておるわけじゃございません。先ほど申しました理由を総合的に判断して、判断しておるということでございまます。

○今井委員 自分では掘られましたか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

自分では掘つてございません。

○今井委員 それだけでいいんですけれども。

それで、これまでの答弁で、私はひとつ気になります。

一つの論点は、もうこれはきようはやりませんが、九・九メートル掘つて、どこにごみがあつたかは確認されていません。ですから、三メーターのところにあつたのかもしれないし、九・九メートルのところにあつたかも知れないし、それはわからないと答弁で全ておつしやつてますから、それはなぜ、では、九・九まで取つたんだという

ことを、何度も追及を、いろいろなところで質問をさせてもらつていますが、私を含めてほかの人も。

國交省さんの答弁は、その、この九・九メー

トルまでこうやつて延ばして、その先に何かあるかわからないので、とりあえずこのマックス九・九メートルのところで計算をして、それで、後は瑕疵担保義務をもうここで解除して、もうそれ以上は大丈夫ですという状態にして金額を決めたんですとおつしやつていましたけれども、そういう理解でよろしいですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきまます。先ほど先生御指摘のように、今後、瑕疵担保責

九・九メートルと判断した、もう一度繰り返して御説明いたしますけれども、三月十四日の現地確認において、九・九メートルの掘削工事の過程において発見された廃材、廃プラスチック等のごみを大量に含む広範な……

○今井委員 では、質問をかえますけれども、なぜ九・九メートルにしたんですか。九・九メートルじゃないところからごみが出てくるかもしれないかつた、それはわからない今まで答弁されますが、では、何で九・九メートルを採用したんですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

九・九メートルと見積もつた理由といたしましては、先ほど来答弁させていただいておりますけれども、平成二十八年三月十四日の現地確認において、九・九メートルの掘削工事の過程において発見された廃材、廃プラスチック等のごみを大量に含む広範なエリアに積み上がつていることを確認しております。これらは、その前年十一月に国が現地確認に赴いた際には確認されなかつたものです。

さらにも、現地確認に当たつては、工事関係者からヒアリングを行ひまして、九・九メートルの掘削工事から廃材、廃プラスチック等のごみが出てきたという御報告をいただいております。また、当時、くい掘削時の工事写真におきましても、先週の参議院の大塚耕平さんの答弁のところでこうおつしやつてあるんですね、参考人の方が将来のリスクを断ち切るため、森友学園側に瑕疵担保責任を免除という売買契約を結ぶという前提のもとに、地下埋設物の撤去費用の見

あと、もう一つは、先ほど申ししたとおり、本件土地が昭和四十年代初頭、池や沼であったという廃材、廃プラスチック等のごみが発生していることを確認してございます。

あと、もう一つは、先週の参議院の大塚耕平さんの答弁のところでこうおつしやつてあるんですね、参考人の方が将来のリスクを断ち切るため、森友学園側に瑕疵担保責任を免除という売買契約を結ぶという前提のもとに、地下埋設物の撤去費用の見

積もりの積算をやつておりますということなんですよ。

ですから、もうこれ以上、自分たちは負いたくないで、九・九メートルのところまであるかどうかわからないけれども、もうその金額で手打ちをしましようということをしたんですというのをおつしやっているんです。

私はちょっと疑問があるんです。この工事はくらい打ち以上のことをしないんじゃないですか。建物を建てて、くいを打ったところが一番深いところでしょ。それより下の範囲にごみが出てくるとか、そういうことは理論的に、実務的にあり得ないんじゃないですか。

だつて、九・九メートルで、くいが一番深いところでしょ。それ以上のところに何か出てくるといふことはないじゃないですか。工事をしていなんですけどから。だから、瑕疵担保責任なんか出てこないんですよ。

だから、そう考えると、これは過大に見積もっちゃつたんじゃないですか。だつて、それ以上のところは掘らないでしょ。ここは実際。掘りまづか、掘るのなら掘ると答えてもらつてもいいですか。○佐川政府参考人 今の委員と国土交通省の会話の九・九メートルのところは、くいのお話でござりますけれども、くい以外のところは三・八メートルといふところがございまして、そういう意味で、航空局の御説明は、そういうところも含めて全体としてどういう埋設物が出てくるか、あるいは、深いところでどういう土壤汚染が今後さらに出てくるか、さまざまな将来の瑕疵について考えたということだと思います。

○今井委員 頭のいい財務省さんの答えとは思えませんね。

だつて、九・九メートルをベースにしてその体積を計算しているんですよ。三メートルなんて関係ないじゃないですか。今、三メートルの話をされましけれども、全く関係ありませんよ。

なぜ九・九メートルのところまで、こうやつ

て、深さを統一しちゃつたのかという話をしています。

それは理由にならないですよ。

だから、やはりちょっと大盤振る舞いし過ぎたんじゃないですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

先ほど九・九メートルで積算というふうに議員御指摘いただきましたが、総面積五百百九十平米のうち、くいの部分は三百三平米となつてござります。(今井委員) 答えてないですよ。何でそんなのを隠すのか。言つていることがおかしい」と呼ぶ。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

○御法川委員長 次長、もう一回。もう一回言つてくれますか。

○今井委員 僕は根本的に勘違いしているんです

○佐川政府参考人 九・九メートルの計算をしているのはくいのところだけ、ほかのところは違うんですか。何メートルですか、ほかのところは。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

九千九百平米のうち、くいの部分、三百三平米については九・九メートルで積算しております。建物、土地部分については三・八メートルで積算してござります。

○今井委員 その三・八メートルの根拠は何ですか、そうしたら。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきま

す。

五千九百平米のうち、くいの部分、三百三平米

は、先ほど御説明しました地下構造物状況調査、

平成二十二年にやつております、これが、本件土

地におきまして、地下三メートル程度まで廃材等が存在しているといふことが確認されております。

もう一つは、先ほど来御説明しております九・九メートルまでのくい掘削工事の過程におきまして、地上から地下九・九メートルの間に廃材が存在するといふことが確認されております。

さらに、工事事業者による試掘が行われております。これにおきまして、地下三・八メートルに廃材が存在したと。

これも先ほど来御説明しております、昭和四十年代初頭まで池や沼だったといふことで、廃材等が非常に広範囲に存在しているといふことを総合的に勘案いたしまして、地下三・八メートルといふことをございます。

○今井委員 ちょっとよくわかりませんけれども、まだ質問は半分くらいしか終わっていないので、あと十分ですから、ちょっとかわりたいと思ひますけれども。

○今井委員 ちがう一番聞かなきゃいけないこと、これが一

番聞きたかったんですが、平成二十八年の三月十

一日にごみが見つかって、そこから計算したと

言つていますが、実は、もつと前にごみがあると

いうことがわかつていたんじゃないかという、こ

こが今一番の論点だと私は思つているんですね。

伺いますけれども、これは財務省さんに全く答

えていただけないんですが、平成二十七年の九月

四日に価格についての話し合いが行われていたか

どうかということ、その有無についてお答えいた

だきたいと思います。これはとても大事なところ

なんですね。

私は、何かの資料でと今言つているわけじやあ

りませんから、違いますよ、平成二十七年九月四

日に近畿財務局と大阪航空局と業者さんの間で、

ごみの撤去ということについて話し合われて、価

格とかそういうことについて話し合われたといふ

ことはないでしょ。

成二十七年の七月から平成二十七年の十一月まで、貸付契約の合意書にござります、そもそも国交通省の調査によって判明してございました浅いところの埋設物及び土壤汚染につきましては、有益費で国が支払うという契約でございました。したがいまして、七月から十二月まで先方はそのままの間、私たち近畿財務局、大阪航空局、事業者の方、学校法人等と、その間、隨時、工事内容や工事の支払いについて協議をするというのには当然あると思いますので、その間については協議があったと思います。

ただ、二十八年三月に新たな埋設物が見つかってございますので、その二十七年の秋の時点での新たな埋設物についてそこで議論するということはないということをごぞいます。

○今井委員 三千万。しかし、それ以外のところでも、もっとごぞります。

ですから、もうこれ以上、自分たちは負いたくないで、九・九メートルのところまであるかどうかわからないけれども、もうその金額で手打ちをしましようということをしたんですというのをおつしやっているんです。

私はちょっと疑問があるんです。この工事はくらい打ち以上のことをしないんじゃないですか。建

物を建てて、くいを打つたところが一番深いところでしょ。それより下の範囲にごみが出てくるとか、そういうことは理論的に、実務的にあり得ないんじゃないですか。

だから、そう考えると、これは過大に見積もっちゃつたんじゃないですか。だつて、それ以上のところに何か出てくるといふことはないじゃないですか。工事をしていな

いんですけどから。だから、瑕疵担保責任なんか出てこないんですよ。

だから、そう考えると

そこで、大臣に確認をいたしますけれども、あ

なた方が適正と考へておられるかどうかはともかく、あ

國民はその説明に到底納得していない、適正など

とはとても思えないと言つておられる、その事実は、

大臣、お認めになりますね。

○麻生國務大臣 世論調査といふものに関する信

頼が極めて宮本さんの場合はお高いということな

んだというふうはよくわかりました。私の場合は、

世論調査のとおりやつたら選挙に落ちたもので

から、世論調査は絶対信用しないと以後思つたお

かげでずっと当選し続けておるんだと思つてお

んすけれども。

基本的な考え方として、今おっしゃるような、

適正な価格ということをずっと申し上げてきてお

りますので、それに関して、私どもの気持ちとしては全く変わつておりませんし、適正だつたと思つております。

ただ、そういう御意見が世の中には多くある

ということは、今言われたとおりなんだというこ

とは理解できますけれども、私どもの場合は、部

分部分としてはきちんと合つていると間違いく

思つていますけれども、ただ、全体として見て、

いま一つ腑に落ちないという気持ちがあるという

話はわかりますけれども、私どもの立場といたしましては、きちんとこれまで御説明申し上げてき

たとおりだと思っております。

○宮本(岳)委員 財務省のつもりはわかるんです

けれども、腑に落ちないという國民の声が多いと

いうことは認めざるを得ないと想ひます。先ほど

の答弁もそうだったと思ひます。

小池晃参議院議員が内部告発に基づいて政治家の関与を示す事實を突きつけて、また、私が、一昨年九月の四日、先ほど議論になつた近畿財務局九階会議室で行われた会議、近畿財務局の池田統括理官、大阪航空局の高見調整係、森友学園側のキャラ設計や中道組との打ち合わせ記録を示して、その会議の事実関係を問い合わせたとしても、書類を廃棄した、こう言つて、調べようともしない状況では、國民の納得は得られないと思うんで

す。

先ほどの今井議員の質問に少し続けますけれども、

も新しいものが出てきたかどうかはともかく、あ

とは、有益費に関しては、理財局長御答弁の期

間、さまざまな打ち合わせをやつてきたとお認め

になつてゐるわけですから、九月の四日に近畿財

務局九階会議室で有益費に関する話し合いが持た

れることはお認めになりますか。

○佐川政府参考人 答弁申し上げます。

以前にも御答弁したかもしれませんけれども、

七月から十二月までの間にさまざまなかい議が設け

られていたというふうは申し上げましたが、何月何

日にどこでどういう面会があつたかとというのにつ

いては、記録がないので、その点については申し

上げられないということでございます。

○宮本(岳)委員 いや、それこそ、池田統括管理官に聞かれましたか。

○佐川政府参考人 担当官が当時の事業者の方と

か大阪航空局の方と御議論していたというふう

うだと思いますが、何月何日にどこで何をしたと

いうことについては、そこまで私どもは確認して

ございません。

○宮本(岳)委員 いやいや、それは池田統括管理官に聞かれましたか。

○佐川政府参考人 私学審での結論が出る前に、

先方に対して、国有地の処分について予断を持つてお答えすることはございません。

○宮本(岳)委員 いや、昨日、大阪府の松井知事は、

二〇一五年一月の臨時私学審が条件つきで認可適

用に認可されました。

この土地については森友学園に貸せるだろうと

いう見通しを伝えたことはないのかという問い合わせ

対しても、そのようなことはございませんと答弁いたしました。

理財局長、この答弁は今も変わりませんね。

○佐川政府参考人 私学審での結論が出る前に、

先方に対して、国有地の処分について予断を持つてお答えすることはございません。

○宮本(岳)委員 いや、昨日、大阪府の松井知事は、

二〇一五年一月の臨時私学審が条件つきで認可適

用に認可されました。

○佐川政府参考人 先方に対して、国有地の処分について予断を持つてお答えすることはございません。

○宮本(岳)委員 いや、昨日、大阪府の松井知事は、

二〇一五年一月の臨時私学審が条件つきで認可適

用に認可されました。

○佐川政府参考人 先ほどの大阪府と近畿財務局の話につきましては、国有地の売り渡しを審議会に諮るため、小学校の認可の見込みを発表してくれと言われた、国から

は、国有地の売り渡しを審議会に諮るため、小学校の認可の見込みを発表してくれと言われた、国から

の担当者が大阪府教育庁の私学課に何度も足を運んでいたと述べ、府の私学審議会が答申をまとめたのは、国有地の売却を早く進めたい國の要請を

受けたものだつたという認識を示したとNHKが報じております。

きょうは文科省に来ていただいておりますが、

これは事実ですか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

形で府の私学課に何度も足を運ばれて、本当に国が売るなら、私学としてあり得ますという返事をしているだけです、それは当然の話だと思うとの發言があつたということです。

大阪府によりますと、この御發言は、大阪府に

おいて近畿財務局と手続等について事務的な情報交換を行つてしたことについて述べられたものであります。

○宮本(岳)委員 少なくとも何度も足を運ばれて

そういう話があつたということをおつしやつてい

るわけありますけれども、理財局長、大阪府知事のその説明について、これはそれでいいですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

公的な用途で国有地を処分する場合、まず事業の許認可主体の判断が示されることが前提でござります。それを受けまして、私ども国有財産の地

方審議会で審議を行つていただきます。

先ほどの大阪府と近畿財務局の話につきま

しては、私ども、取得要望を受けた後に、大阪府に對

しましては、大阪府の中でこういう取得要望が出

ているけれども大丈夫でしょうかとか、審議会の手続とか、そういう事務的な確認は、先ほどの文科

省の答弁にありましたとおり、行つております。

ただ、いすれにしましても、近畿財務局から、

地方審議会で国有地の処分は確実に行われるとい

うことを伝えてみたり、国有地の売却を早く進めるために私学審議会の答申を早く出してほしいな

どといった要請をすることはございません。

○宮本(岳)委員 鳥か卵かという言葉が出来ました

けれども、私は一貫してそのことを指摘してきたことがあります。決して、私は、この森友事件につい

て、大阪府が被害者だったとか、松井知事や府議会と党である大阪維新の会が無関係だと言つても

りはありません。

既に報じられているように、二〇一四年十二月

の大坂府私学審

審議会にかけるために、大阪府として見込みを發

置認可が繼續審議となつた直後に、大阪府豊中市

選出で大阪維新の会所属の中川隆弘大阪府議が籠

池理事長から小学校の設置認可について働きかけを受けたことを明らかにしております。籠池氏から働きかけを受けて大阪維新の会の中川府議は、府の担当者に認可手続の進捗状況を確認、一五年一月に臨時審議会が開かれる予定であると籠池理事長側に説明をいたしました。

そもそも大阪府では、森友学園の要望後に、大阪府が私立小学校の設置基準を緩和していったことが明らかになっております。これまで幼稚園しか設置していない学校法人は借入金で新設は認められていなかつたわけありますけれども、借入金があつても設置を認めるように、基準を緩和したわけであります。

文部科学省に確認しますけれども、森友学園が大阪府に対して私立小学校の設置基準の緩和を要望したのはいつで、設置基準が緩和されたのはいつか。また、森友学園以外に要望を出したところはあつたか。そして、規制緩和後、森友学園以外に小学校設置の認可申請が提出されたことはありますか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

これも大阪府の基準の改正に関することです。それで、大阪府にお聞きしたことをそのまま御報告申し上げます。

大阪府に確認をいたしましたところ、平成二十三年七月に森友学園から借入金による小学校の設置について審査基準の改正の要望があり、平成二十四年に審査基準を改正したことなどでございました。審査基準の改正の要望は森友学園からなされたということで聞いているということでござります。

なお、大阪府によりますと、本改正は、他の都道府県における取り扱いを踏まえた検討を行つた上で、私立学校審議会への報告、パブリックコメント等、所定の手続を経て改正したとのことでござります。

なお、改正された基準を活用した私立小学校設置認可の申請件数は、森友学園からの瑞穂の国記念小学院に関する一件とのことでござります。

○宮本(岳)委員 要望も森友学園一件のみでありますし、それに基づいて申請が上がったのも森友学園一件ということになります。

本日、橋下徹元大阪府知事は、これはまずかつた、このときは自分の責任だということを、反省の言葉をツイッターで明らかにしております。

二〇一五年一月二十七日の臨時私学審議会での条件つき認可適当の答申に至る経過、これをめぐつては、国と大阪府でやはり大きく食い違いがあるというふうに言わなければなりません。

そこで、委員長に申し上げるんですが、松井大蔵府知事は、国会で大阪府私学課の職員に対する参考人招致要求があつたことに関して、私学課を呼ぶなら僕を呼べばいいと自身が応じる構えを見せております。

私は、本件審査のため、松井一郎大阪府知事を当委員会に参考人として招致することを求めたいと思いますが、お詰り願いたいと思います。

○御法川委員長 理事会で後刻協議をいたしました。

○宮本(岳)委員 そこで、大阪府私学審議会であります。

昨日、N H Kは、昨年十二月に開かれた審議会の議事録入手した旨を報じ、ある委員から大阪府が学園側に入学志願者について問い合わせても人數は教えてもらえていないなど、開校予定まであと三カ月余りとなつた昨年十二月の時点で、大阪府に対し入学する見込みの人数を報告しないなかつたことを報じました。

配付資料の一を見ていたときだ。これは、その昨年十二月二十二日の大阪府私学審議会の議事録であります。日本共産党大阪府会議員団を通じて、昨日、私が入手したものであります。

二枚目、九ページというページ数を打つている下線部を見ていただきたい。さる委員から、安倍首相の奥様が名誉校長になられたという記事について、その経緯の裏づけとかどういうバックでございます。

○佐藤(善)政府参考人 お答えを申し上げます。

なお、大阪府によりますと、本改正は、他の都道府県における取り扱いを踏まえた検討を行つた上で、私立学校審議会への報告、パブリックコメント等、所定の手続を経て改正したとのことでござります。

なお、改正された基準を活用した私立小学校設置認可の申請件数は、森友学園からの瑞穂の国記念小学院に関する一件とのことでござります。

て、事務局である大阪府私学課が、大阪府には正式になつたという報告はいただいていないと答え、さらに、現首相の奥様が名譽校長になつていることが気になるんですよとの声が出され、パンフレットに載っています、パンフレットに載つているのですが、一般的に何でそつなるか興味が湧くでしようし、我々も、何でこういう経緯でと、当然気になります、途中で切れていますけれども、それをスルーしていくと、後で大きな問題になるのかなと思います、それで聞いてみたんです。

そういうやりとりがその後交わされております。そういうふうになつていることは、私学部長、間違いないですね。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

今先生がお示しした資料の御指摘いただいたところには、そのような記述がございます。

○宮本(岳)委員 安倍首相の夫人が名譽校長になつていることに委員から疑問が出され、これを放つておくと後で大きな問題になりかねないといふ危惧の声が出されているわけです。まさにその後、大きな問題となり、名譽校長をやめることになりました。やはり、これは誰が考えてもおかしなことであつて、安倍首相夫妻の政治的、道義的な責任は免れないと言わなければならぬと思います。

さて、私は、近畿財務局と大阪府私学課は、片方だけが悪者で片方が被害者などというものではなく、どちらも陰にひなたに手に手をとつて、あらかじめ示し合わせ、手はずも段取りも整えた上で今回の認可申請と国有地の処分を行つてきました。

いわば共犯関係であると断ざざるを得ません。

まず、国土交通省航空局に確認をいたします。

森友学園が新関西国際空港株式会社へ助成事業計画概要書を提出し、騒音対策のための空調整備費を申告したのは一体いつだったか。幾らの申告だつたか。それが内定し、新関空会社が森友学園に内定通知を郵送したのは何年何月何日でしたか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員、大変恐縮でございますが、承諾書の、この三の件でござりますか。何の件で、済みません、申しわけございません、本当に。

○宮本(岳)委員 関西エアポートに二〇一四年九月二十九日に申請を出していっているのは、私学審への申請よりもはるかに前であるわけでありますかという質問が出ております。それに対し

委員が配付された資料二、これは関西エアポート株式会社の発表資料でございますが、そこにもございますように、平成二十六年、二〇一四年でござりますけれども、九月二十九日に、森友学園が新関空会社に対しまして助成事業の計画概要書を提出してございます。このときは、騒音対策としての空調の整備に対する助成の要望の受け付けを行つていますけれども、空調整備費は一億四千八百万円ということです。

これに対しまして、新関空会社から森友学園に對しまして内定通知を出しましたのは、平成二十七年、二〇一五年三月二十三日ということでござります。

ト株式会社の発表資料でございますが、そこにもございますように、平成二十六年、二〇一四年でござりますけれども、九月二十九日に、森友学園が新関空会社に対しまして助成事業の計画概要書を提出してございます。このときは、騒音対策としての空調の整備に対する助成の要望の受け付けを行つていますけれども、空調整備費は一億四千八百万円ということです。

ト株式会社の発表資料でございますが、そこにもございますように、平成二十六年、二〇一四年でござりますけれども、九月二十九日に、森友学園が新関空会社に対しまして助成事業の計画概要書を提出してございます。このときは、騒音対策としての空調の整備に対する助成の要望の受け付けを行つていますけれども、空調整備費は一億四千八百万円ということです。

○佐川政府参考人 大変失礼いたしました。申しわけございません。

今この助成金、関西エアポートに関しましては、私どもは全く承知してございません。

○宮本(岳)委員 関西エアポートにこの申請を出すということは、まさに空港の近辺に小学校をつくるという話なんですね。それは、そこの土地を借りられるという見通しがなければ申請しようがないと思うんですけれども。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申しましたように、私ども、公的な用途での国有地の処分につきましては、あらかじめ事業の許認可権者、地方公共団体の判断を受けて行つております。事前にそのようなことを先方に申し上げることはございません。

○宮本(岳)委員 では、申し上げてもいらないのに勝手に動いていたということをおっしゃっているわけですか。

○佐川政府参考人 繰り返しでございますが、私ども、あくまで地方公共団体の、私学審なら私学審での答申を得まして、国有審にかけて、その処分について決定してございますので、ちょっと、委員がおっしゃっております関西エアポートに対する助成金の話については私ども承知してございません。

○宮本(岳)委員 国交省、間違ひなく出ていますよね。

○佐藤(善)政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、この平成二十六年九月二十九日の助成事業計画概要書でございますけれども、これは助成に対する要望書でございます。新関空会社のこの助成事業の交付要綱によりますと、毎年、助成年度の前年度の九月三十日を締め切りとして助成希望者から提出を受けるということになつていると

いうことだそうでございます。

平成二十六年九月の時点で提出があつたということは、提出者である森友学園の御判断によるものだと考えられますけれども、平成二十六年九月当時、近畿財務局が実施をされた本件土地に関する

る公用、公用の取得要望に対しまして、森友学園のみが唯一手を挙げた段階でもありましたので、そうした状況も踏まえ、提出がなされたのではありませんかといふうに考へてございます。

○宮本(岳)委員 そんな漠とした要望じゃなくて、一億四千八百万円という額が書き込まれた申告が出ているわけですね。

それで、配付資料の最後、資料三を見ていただ

きたい。これは、近畿財務局が二〇一四年六月三十一日付で豊中市長に提出した承諾書であります。

「下記」の国有地について、学校法人森友学園が行う下記の小学校新設計画に係る下記三の行為について承諾します。」とあります。下記の国

地、下記三の承諾する行為とは、「開発行為等協議申出書の提出に関する行為」となつております。

承諾書の三行目から、「当該国有地の国と学校法人森友学園との貸付契約について、大阪府

私学審議会において本件小学校新設計画が認可適

当な旨の答申及び国有財産近畿地方審議会におい

て本件国有地の貸付契約が適当な旨の答申を得た後で行いますので、学校法人森友学園が下記一国

有地を使用できるのは、貸付契約の締結後となり

ます。」と書いてござります。

ですから、もちろん正式にはそのときになりますよと断り書きがあるんですねが、もうこの二〇一四年六月三十日の段階で、近畿財務局長心得とい

う肩書きの方のお名前になつておりますけれども、近畿財務局はこういう文書も示して、この土地に

ついては森友学園に貸せるという見通しを学園側に与えていた何よりの証拠じゃないですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

本件のこの承諾について御説明する前に、ま

ず、今委員がお読みになつたこの三行、まさに私学審の答申や地方審の承認がないと貸付契約にはなりませんとということを書いてござります。

それで、そもそもこの承諾書の中身でございま

すが、豊中市の条例におきまして、一定規模以上の土地の開発を行う場合には、開発行為者は豊中市へ開発行為に係る計画の内容について相談が義務づけられているところでございます。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の承諾書ですが、本件のこの土地につきまして、公的取得要望が森友から出まして、取得がまだ正式ではもちろんありませんけれども、豊中市に対して開発行為について相談ができるいか

という問い合わせがございました。

これに對しまして、財務局の方から、本件国有地は公的取得要望が一件だということもあります

が、一定規模以上の国有地の処分につきましては地方審議会の了承を当然要しますが、開発行為者は、豊中市に対して、開発行為に係る相談を行つたことが条例上義務づけられておりますので、地方

公共団体との間で相談を行うことを妨げる理由はないということでございまして、豊中市と議論をいたしまして、こういう開発行為に係る相談を行つたことを認めているというのがこの承諾書でございます。

ただ、いずれにしましても、こうした事前の地

方公共団体に対する建築関係の相談、国有地を活用しての介護施設の整備とか、そういうことにつ

いては、取得要望後、事業者において、契約締結までの間に地方公共団体との間で開発計画に関する事前相談等を行つてある事例というものは、そう

いう社福を初めとして幾つもございますので、何か特別なことをしているわけではございません。

○宮本(岳)委員 特別なことですよ。

二〇一五年二月十日の国有財産地方審議会で、

枠組みでもう決まつた後の話ならともかく、そもそも、国有地は売却が原則だ、何でこんな十年貸

し付けなんという異例なことをやるのかという議論が翌年の二月の十日で出てくるような、その審議会の前に、前といつたって、それこそ六月です

から、もう一年近く前に、ここは借りて開発できることという前提で、相談に乗つてあげてください

という文書が出ていたわけでしよう、この文書を見れば。

これは全くおかしいんじゃないですか。何もそ

ういうことはやっていないという答弁は撤回して

ください。虚偽答弁ですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今御答弁申し上げましたように、ほかにもやつ

て、その話でございます。社会福祉法人や何かで

も、事前に、もちろん、取得要望の後に、契約締結の前に、やはり地元の自治体ときちんと相談をしないと、例えば一定の面積の公園の設置とか、

そういうことが地方公共団体との間では当然のことながらその要件になつたりしますので、そういう

うものについて事前に相談をすることを妨げるといふことではございませんので、それ一つとしてここでもやつてているということだけのことござい

ます。

○宮本(岳)委員 いや、そんなことを聞いていませんですよ。

異例の取引だと審議会でも出るような話なんですね。社会福祉法人じゃないんですよ、学校なんですよ。しかも、一括売却じゃなくて貸付契約なんですよ。そんなことが早くから決まつているわけはないんですよ。それをもう早くからそういう話が進んでいるじゃないですか。だから、問題にしているんですよ。

○佐川政府参考人 学校法人もそうでござりますし、社会福祉関係の施設もそうでございますが、会計法令上、きちんと随意契約、公共隨契を結ぶことができるというふうにされておりまして、そこは同列でござります。

したがいまして、今申しましたように、ほかに

おいても、事前に、地元との関係で、開発計画に

関する事前相談を行つている例はござりますし、その方がスムーズにくといふようなこともございますので、あえて相談を妨げておらないということございます。

○宮本(岳)委員 いや、全くそれは通りませんね。

最初の答弁は、二月十日の国有財産審議会以前には予断を与えるようなことはやつてない、最初確認したとおりですね。私学審の申請より

もまだ前から物事は動いている。おかしいと思つ

既に野党が参考人招致を要求している迫田英典元理財局長、現国税庁長官を初め、この件にかかるわった人たちとはみんな出てきていただいて語つていただき、そのことがまず第一でありまして、これを拒んでいるという状況では、納得できないと思つてはいる国民の理解は絶対に得られないということを申し上げておきたいというふうに思ひます。

さて、今回の事件で解明されていない疑惑の一つが、校舎の建設費をめぐる三種類の価格の問題であります。

二〇一五年二月の第百二十三回近畿地方審議会においても、森友学園への国有地売却について、小学校校舎の建設費に寄附を見込んでいたことなど、森友学園の収支計画が議論になつております。収支計画書では、校舎の建設費は幾らとなりますか、理財局長。

（例）政財界等、お咎め申し一言ござ
校舎の建築費等、個別のところについてのエビ
デンスはもらつてございません。

それから、収支計画書そのものにつきましては、これはそれぞれの法人の事業経営内容そのものでござりますので、その点につきましては、情

報公開法の関係上、開示できないというふうに
なってござる、ミニ。

○宮本(岳)委員 大阪府は、既に七億五千六百万
と云ふことを明かして、これは虚偽の申請である

可能性があると告発を検討していると報じられて
いるわけですね。七億五千六百万円であれば、同

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
じく財務省も告発すべきだといふうに思うんですが、いかがですか。

私ども、大阪府が告発をするかどうか承知してございませんので、私どもとしてのコメントは差し控えさせていただきます。

○宮本(岳)委員 大阪府がどうあれ、理財局は、近畿財務局は問題なしとする、こういうことです

支計画について申し上げることはできないという
ことでござります。

○宮本(岳)委員 いやいや、ここで言えないとい
うことと、校舎の建設費に虚偽があるうが何であ
ろうが、七億五千六百万であろうが、大阪府がど
うしようが、國のあなた方はお構いなし、結構、
こういう態度でいくということですね。

○佐川政府参考人 私ども、さまざま法令と契
約に基づいて行政をしておりますので、それぞれ
の状況に応じて適切に判断してまいりたいとい
ふうに思います。

○宮本(岳)委員 余り適切に判断するように見え
ないので聞いているんですね。極めて答弁が、こ
の間の流れでも不適切だから聞いているわけです
よ。

さて、財務省は三月十二日付で森友学園に対し
通知書を発しました。売却した土地について、契
約書の二十六条に従い、買い戻し特約を発動して
買い戻しを請求する、あるいは三十二条に従い、
契約解除の権利行使し原状回復を求める、こう
いうことになると思うんですが、これはどういう
基準でどういうふうに求めていくんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
三月十日に森友学園が設置認可の申請を取り下
げましたので、委員がおっしゃいましたとおり、
私ども、三月十二日に、売買契約上の森友学園の
義務、月末までに本件土地を小学校の用に供する
義務が果たせない見込みというふうになりました
て、国として、今後土地の返還を求める契約上の
権利行使することとなる旨、森友学園に伝えた
ところでございます。

いずれにしましても、これにつきましては、法
令と契約に基づきまして適切に対応していくたい
というふうに考えます。

○宮本(岳)委員 篠池理事長はこの土地と建物に
固執する発言をしております。再度認可申請をし
て小学校をこの場所で開校すると今も言い続けて
おります。

○佐川政府参考人 現行は契約に基づいてきちんと対応していくべきだと思いますが、今委員がおっしゃったような事態、仮定のことでのぞいますので、その点についてのコメントは差し控えますが、さまざまな状況が出でますれば、さまざまに状況に応じ、我々、法令と契約に基づいて適切に対応してまいりたいと思います。

○宮本(岳)委員 いやいや、さまざまに状況が出てきたらさまざまに対応すると言うけれども、私に対しても財務省は、売買契約を結ぶまでの交渉過程について面談記録などは全て廃棄した、こう答弁しているじゃありませんか。

契約者同士の訴訟リスクもある国有地の売却、こういう問題を、六月の二十日の売買契約書ができたらそそくさと廃棄する。もし訴訟になつた場合に改めて出さなきやならなくなつたら、そういうときには出てくるんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私ども財務省の中で、公文書管理法に基づいて文書管理規則をつくってございますが、その中にはきちんと決裁文書で、契約書あるいは相手方から提出された売り払い申請書、登記関係書等々を全てファイルして保存してございますので、仮にそういうことになりますれば、そうした書類に基づいて対応してまいりたいというふうに思ひます。

○宮本(岳)委員 きちつと対応できる、それはここで断言できるわけですね。

○佐川政府参考人 適切に対応してまいりたいと思います。

○宮本(岳)委員 もう時間が来ましたので、残りはまた次の機会に譲りたいと思うんですけどれども。

大臣は、去る二月二十一日の当委員会での私のやりとりで、私が、国有財産近畿地方審議会を開催して、本件土地のその後の状況について報告書

地方審議会において報告はさせたい、こう答弁をされました。

早々に近畿地方審議会を開いて報告をする、この点についてはよろしいですね。

○麻生国務大臣 これは二月の二十一日のこの委員会で答弁したところですけれども、その後、森友学園の方から、小学校設置の認可申請を取り下げということになつております。

したがつて、さまざまなものがありますが、次回の地方審議会の開催日程について、他の審議案件もあることから、現在日程を調整いたさせておられます。決まり次第、地方審議会を開催し、報告させていただきたいと存じます。

○宮本岳委員 この問題についての国民の怒りが高いのは、やはり国民の共有財産であるべき国有地が、最初は非公開という形で、破格の値段で売られたということが明らかになつた。中身を見たら八億二千万という値引きがされているけれども、その値引きの根拠というものも、国会でこうしてお尋ねしても釈然としない。そして、文書は廃棄したといいながら、その御当人を出してくれと言つても出さない、その御当人に聞いてくれと言つても、聞いてもらえない。こんなことで納得しようがないわけですよね。

数々の問題が残されております。とりわけ、政治家の関与、責任の徹底解明が必要であることは言うまでもありません。引き続き、私どもも徹底解明に向けて頑張ることを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○御法川委員長 次回は、来る二十一日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

平成二十九年四月三日印刷

平成二十九年四月四日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U